議員提出議案

意見書

意見書を関係機関に送付

○建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書　（原案可決）

アスベスト（石綿）被害は、多くの労働者、国民に広がっている。現在も建物の改修・解体に伴うアスベストの飛散は起きており、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害である。

日本では建設業従事者に最大の被害者が生まれており、その原因として、国が不燃・耐火工法としてアスベストの使用を進めたことによる。

特に建設業では、労災認定にも困難が伴い、企業独自の上乗せ補償もない。国は石綿被害者救済法を成立させたが、極めて不十分で、抜本改正が求められている。

よって、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題を早期に解決するよう要望する。

（提出先　衆・参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣）

○手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（原案可決）

手話を使うろう者にとって、手話は聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーション手段である。

平成18年12月に採択された国連の障害者の権利に関する条約には、「手話は言語」であることが明記されており、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定されている。

よって、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使える環境整備に向けた法整備が必要であることから、手話言語法（仮称）の制定を求める。

（提出先　衆・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣）

常任委員会の動き　○審査概要・活動

総務文教常任委員会

当委員会では、付託を受けた2議案について審査を行い、原案のとおり可決しました。

また、請願2件については、不採択としました。

○災害対応特殊消防ポンプ自動車の取得について

問　既存の消防ポンプ自動車と比べ、今回取得予定の消防ポンプ自動車に新たに加わった装置等の特徴、効果は。

答　特に、圧縮空気泡消火装置は、水に一定割合の泡消火剤を混合した泡水溶液に圧縮空気を注入し、発泡させた状態で放水する装置であり、水の使用量を軽減する。

また、泡が対象物に付着することにより、効果的に延焼面を冷却し、再燃防止の効果もある。

○行田市一般会計補正予算について

問　星河公民館及び給食センターの修繕に関し、突発的に行うのではなく、計画的に予算化し、実施していくことが当然と思うがどうか。

答　市内各公民館の改修、修繕等は計画的に進めているが、今回の受変電設備の修繕は、点検の結果、危険度が高いため急遽修繕を行うこととしたものである。

また、給食センターについては、以前から定期点検等で指摘があり、計画的に修繕を行う予定であったが、食器洗浄機や自家用電気工作物等が故障した場合は、学校給食の提供が困難となることから、急遽実施することとしたものである。

問　危険な状態の公民館は他にもあるのか。

答　星河公民館以外の公民館は、このような点検による指摘を受けてはいないが、各施設とも耐用年数の経過や老朽化が進んでいるため、大幅な改修工事を検討するなど総体的に考えていきたい。

問　この施設改修工事により、利用者への影響はあるのか。

答　一定期間使用できなくなるため、星河公民館を通じ、利用者等へ広報を行う。

星河公民館

建設環境常任委員会

当委員会では、付託を受けた6議案及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けた1議案について審査を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

また、請願1件については、採択としました。

○平成25年度行田市南河原地区簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について

問　簡易水道事業基金が枯渇